

第 2 回岐阜県最低賃金専門部会議事録

令和 6 年 7 月 30 日（火）13:30～

岐阜合同庁舎 4 階 B 会議室

平野賃金室長	<p>それでは定刻になりました。</p> <p>本日は御多用のところ、また暑い中にもかかわらず、令和 6 年度第 2 回岐阜県最低賃金専門部会に御出席を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>なお、本会は公開審議としており、3 名の方が傍聴されております。</p> <p>それでは栗山部会長よろしくお願いたします。</p>
栗山部会長	<p>それでは、ただ今から令和 6 年度第 2 回岐阜県最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題 1 「岐阜県最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>まず、事務局から配布資料の説明をお願いします。</p>
安藤室長補佐	<p>お手元の資料を御覧ください。本日は事務局が用意しました資料の他に労働者側委員、使用者側委員から、それぞれ資料が提出されています。</p> <p>それでは、まず事務局資料について御説明します。</p> <p>資料No.1（1 ページ）は、当局職業安定部が取りまとめております 6 月度の「最近の雇用失業情勢」、</p> <p>資料No.2（9 ページ）は、「令和 6 年度地域別最低賃金審議にかかる参考データ【追加】」です。こちらについては、後程労働基準部長より説明いたします。</p> <p>続きまして、労働者側委員からの提出資料です。</p> <p>資料No.1（1 ページ）は、「岐阜県地域別最低賃金と近隣県の推移」、</p>

	<p>資料No.2（3ページ）は、「連合リビングウェイジ 2023 簡易改訂版総括表」、</p> <p>資料No.3（5ページ）は、「2023 簡易改訂 LWと 2023 地域別最低賃金との比較」、です。</p> <p>いずれも連合作成の資料です。</p> <p>続きまして、使用者側委員からの提出資料です。</p> <p>資料No.1（1ページ）は、一般社団法人岐阜県経営者協会から「価格転嫁に関するアンケート」、資料No.2（3ページ）は、「岐阜県内中小企業の景況動向」、資料No.3（5ページ）は、「令和6年度の賃上げ実績に関する調査結果」、資料No.4（7ページ）は、「2021年（2024年版中小企業白書）」、資料No.5（9ページ）は、経済産業省ホームページの「商工業実態基本調査「2.下請企業数と下請金額」」です。</p> <p>資料No.2～5は岐阜県中小企業団体中央会から提出された資料です。</p> <p>資料No.6（11ページ）は、岐阜県商工会連合会から「最低賃金に係るアンケート結果（令和6年7月調査）」です。</p> <p>資料の説明は以上となります。</p>
<p>中村基準部長</p>	<p>引き続き私、基準部長中村より説明申し上げます。</p> <p>労働局の説明資料の資料No.2、9ページ以降となります。「令和6年度地方最低賃金審議にかかる参考データ【追加】」を御覧いただければと思います。</p> <p>11ページ目に消費者物価指数の推移、2020年100と書いてあるページをご覧ください。</p> <p>中央の最低賃金審議会において、委員の方から対前年比ではなく上昇率の積み上げの数値の資料を提出してほしいという依頼があって添付されているところですが、今回岐阜の審議会の方でも同じような資料を作成して、このように提示したところでございます。こちら、岐阜・愛知・三重の数値を並べたグラフとなっております。</p> <p>次に12ページ目ですが、売上高経常利益率の推移の資料になります。前回の専門部会で法人企業統計に基づく売</p>

上高経常利益率の中賃の資料に対する岐阜県のデータはないかというふうにお尋ねいただいたところですが、法人企業統計に関連して各都道府県別のデータがないという状況でございます。

一方で、12 ページの資料で日銀短観の売上高経常利益率の推移の資料に対応するものについては、これも中央の資料に添付されているのですが、岐阜県のデータはないものの岐阜、愛知、三重の東海3県をまとめた数値のデータがありましたので、こちらの方に赤字で付記をしております。

次のページ 13 ページ目でございます。こちら労働分配率のグラフになります。こちら中央の資料にある法人企業統計による資本金規模別労働分配率の岐阜県のデータというのがございませんでしたので、各県で公表している県民経済計算のデータから、こういったグラフを作成いたしました。

次に 15 ページ目を御覧いただければと思います。こちらは消費者物価指数「頻繁に購入する品目」の対前年上昇率の推移の資料で、中央で作成したものとなります。

こちらに該当する岐阜県の数値は本省にも確認しましたが、ないということでございましたので、今回、全国と岐阜の物価状況を比較するという目的で、この項目が含まれる分類ごとに数字を並べました。御覧いただいている 15 ページの下の方に（1）から（7）とありますが、これらの品目が含まれる分類ごとに整理しております。

16 ページ目を御覧いただくと、「穀類」と書いてございます。下の方に品目情報の一覧の画像がありまして、こちらの右から4列目に年間購入頻度階級の欄がありまして、ここに6という数字が書いてあるものが、「頻繁に購入する項目」となっております。上の方には穀類全体の前年同月比の増加率というのを、全国と岐阜の数値を並べているところがございます。これを次のページ以降の肉類とか

	<p>卵、生鮮野菜等ごとにそれぞれ整理しておりますので、御覧いただければと思いますが、最後のほうのページ、23 ページ目を御覧いただくと（１）から（７）の数値について、岐阜と全国の数値を並べたものが書いてございます。前年同月比ベースですけれども全国の数値と比較して岐阜の物価上昇率は概ね高い状況になっているというのがわかるかなと考えております。</p> <p>私からの説明は以上になります。</p>
栗山部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今事務局から配布資料について説明がありました が、その説明につきまして何か御質問等ありますでしょうか。</p> <p>まずは労働者側委員いかがですか。</p>
栗本委員	<p>特にございません。</p>
栗山部会長	<p>では、使用者側委員はいかがでしょう。</p>
澤村委員	<p>特にございません。</p>
栗山部会長	<p>それでは、議事を進めさせていただきます。</p> <p>第１回専門部会では、労使双方から岐阜県最低賃金の改正に関して、基本的な考え方についての御意見を伺いました。</p> <p>労働者側からは、</p> <p>１つ目として、今年の春闘の連合最終集計の結果では、加重平均で 5.1%と 1991 年以来 33 年ぶりの水準となる高い伸び率となり、岐阜県内の集計においても昨年を大きく上回って、全体集計で 4.87%、300 人未満の中小では 4.47%の高水準の結果であるが、これらは労働組合があつて労使交渉をした結果であり、労働組合のない職場で働く労働者も多く最低賃金の大幅な引上げを通じて今年の歴史的な賃上げの流れを社会全体、岐阜県全体に広げていく</p>

ことが必要であるということ。

2つ目として、どの産業でも人手不足が深刻化していること。労働力流出は様々な要因がありますがけれども、その1つとなる地域間格差を早期に是正することが必要であるということ。

3つ目としましては、食料品を初めとする物価高が続く中で労働者の生活は厳しさを増しており、とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の暮らしは極めて苦しい状況にある。

今年の最低賃金への期待感はかつてない程、高いと感じている。生活に及ぼす影響の実態を踏まえ、消費者物価上昇率等を考慮した引上げを求めていく。

以上3点を重点において、最低賃金近傍で働く労働者の賃金の底上げを目指して審議に臨むとの御意見でありました。

これに対して使用者側からは、

生計費、賃金、企業の支払能力、これらを勘案すると、最低賃金を一定程度引上げる必要性は理解しているが、中小・小規模事業所の現状、大幅な最低賃金引上げによる影響を十分に配慮した最低賃金決定の3要素に基づいた議論が必要であると考えている。

岐阜県は中小・小規模事業所の比率が高く下請比率も高い県であるため、賃金を引上げるには生産性を向上させ価格転嫁を推進し原資を確保することが必要となってくるというのは共通の認識であるが、中小・小規模事業所における進捗状況は、まだまだ十分ではなく、試行錯誤を繰り返しながら取り組んでいるというのが現状である。

全ての事業所に適用される最低賃金を議論するに当たっては、中小・小規模事業所の現状にしっかり目を向けた議論が必要であると考えている。

岐阜県企業の現状、声を伝え審議に臨む。

といった御意見であったかと思えます。

本日、個別に御意見を伺う前に、改めてこの場で発言し

	<p>ておきたいことがございましたらお伺いしますがいかがでしょうか。</p> <p>まず、労働者側委員からお願いいたします。</p>
栗本委員	<p>昨日の審議会でも発言したことで繰り返しになって大変恐縮でございますけれども発言させていただきたいと思っております。</p> <p>今年の春闘の結果については、33年ぶりの水準となる高い伸び率となっております。岐阜県内の集計においても昨年を大きく上回る高水準の結果となっております。労働組合のない職場の方々に対してもこの賃上げの流れを広げていきたいという思いがございます。</p> <p>労働力流出につきましては様々な要因がありますけれども、その一つとなります地域間格差の縮小を早期に取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>食料品をはじめとする物価高が続く中で、やはり労働者の生活は厳しさを増しております。最低賃金近傍で働く仲間の暮らしは非常に厳しい。生活に及ぼす影響の実態を踏まえた消費者物価上昇率等を考慮した引上げを求めています。</p> <p>以上でございます。</p> <p>申し訳ありません。労側の他の方からの発言もよろしいでしょうか。</p>
栗山部会長	<p>わかりました。ではお願いいたします。</p>
北島委員	<p>手短に私の方からも発言させていただきたいと思っております。</p> <p>先程最低賃金近傍というワードが出ましたけれども実際のところ、私共の組織内では最低賃金を基本給としている労働者が多くございます。特に申し上げますと、タクシーの運転手や外国人の技能実習生のような方々です。</p> <p>この方々は、ありとあらゆる職種で働いておられますけれども、特に入管法の絡みもあって地域の移動が絶対でき</p>

	<p>ない、事実上できないという配属されたその県の中というか、その会社で3年間あるいは5年間働いていくということになっております。</p> <p>また、タクシーの運転手について言えば、コロナ禍における離職が非常に高まった影響がまだございまして、運転手不足がずっと続いているのですけれども、最近も私共の組織内のある会社でタクシー部門を廃業するということがありました。元々運転手が高齢化していた上に新しく運転手が入ってくることができないので、お客様からの予約を捌ききれないということが原因でございまして。これも最低賃金が基本給となっていて、それに歩合給が乗っていくという賃金体系になっている方々ですので、非常にやはり最低賃金の今後の推移については、経営側も労働者側も推移を見守っているような状況なのですが、労働力不足によって廃業という実態も生まれているということをお報告したいと思います。</p> <p>また、この労働力不足と言いましても、労働力の中身自体も非常に高度な労働力をスキルアップしていくことができない、この最低賃金では生活していくことすら難しくなっていて再生産が出来ない。スキルアップも出来なければ家庭を営んでいくことも出来ないというような状況に追い込まれている方々が増えておりますので、我々としてはやはり良質な労働力の再生産ということも含めまして、岐阜県の労働ということについて強く考えるために今回の最低賃金審議会に臨みたいという決意を持っております。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
和泉委員	<p>私からも意見を述べさせていただきたいと思いますが、最低賃金近傍で働くパートタイム労働者の暮らしを豊かにするため、そして地域間格差を是正するために意見を述べさせていただきます。</p> <p>都道府県の統計資料編、1人あたりの県民所得は287万</p>

5,000 円です。東京が 521 万 4,000 円で全国 1 位、岐阜は 19 番目の所得順位であります。他方、新規高卒の所定内給与額では、男性が 181.2 万円、全国 32 位、女性が 180 万 1,000 円、全国 23 位とあって決して高い順位とは言えません。

令和 4 年度東海・北陸賃金額及び労働時間数においても、所定内労働時間及び出勤日数は平均として 1 番高いものの、調査産業計でも現金給与総額は 1 番低いのが岐阜県でございます。すなわち正社員の所得においても地域間格差が生じているのが現状です。

企業における地域社員の地域手当設定には、地域別最低賃金が採用されており、地域別最低賃金の地域間格差是正が正社員の所得向上につながることも考慮せねばなりません。公務員の地域手当には、民間の賃金水準を基礎として、当該地域における物価等を考慮するとあり、岐阜市は 6 級地、隣の一宮市も同様に 6 級地に設定されています。雇用形態とは違うとはいえ、なぜか地域別最低賃金には、愛知県と岐阜県に格差が生じており、パートタイマー労働者の処遇は考慮されていないのが現状でございます。

加えて、令和 5 年度、東海 4 県のパートタイマー労働者の賃金状況は、産業計において、男性は 1 時間あたりの所定内賃金平均 1,320 円、実労働平均 13.2 日、女性は 1 時間あたりの所定内賃金 1,117 円、実労働が 15.3 日となっており、実労働時間には差がないものの、所定内賃金には地域別格差が生じております。特に女性の産業別平均所定給与額においては格差が生じているのが現状です。

パートタイム労働者を採用する小売業では、近年の地域別最低賃金の上昇幅が高く、長くパートタイマー労働者が長期にわたり勤務することで、これまで担保していましたが能力給や評価給が地域別最低賃金の上昇により右加給が相殺されてしまい、長期にわたり同一店舗で勤務し貢献し続けたパートタイム労働者でも、近年入社をされたパート

タイム労働者でも時給の差が縮まりつつあるのが課題でございます。これは企業別の課題であると思います。

他方、見方を変えれば、地域別最低賃金が上昇しない限り、パートタイム労働者の所得が上がることはなく、生計費を十分に考慮した最低賃金の設定が肝要となります。

令和5年岐阜県における1人親世帯は15,471世帯です。就業状況においても、母子家庭の就業者のうち、臨時・パートタイマー労働者は38%であります。平均年間総収入は275万円。

他方で、この統計には病気や介護で配偶者を看護する必要な世帯は含まれておらず、戸籍上離婚もしくは未婚となった世帯になります。1人親世帯の収入は、決して裕福ではなく、介護や病気で看護が必要な世帯には、早朝夜間は勤務し日中は看護としている実情もでございます。正社員のような働き方はできず、ダブルワークをしつつとなりますが、収入は安定しません。移動時間を割くことは当然できず、通勤時間をなるべく短くし、家族に寄り添うことが必要とされているパートタイマー労働者にとって地域別最低賃金の上昇が唯一所得を向上させることにつながるといえます。

魅力ある最低賃金の設定の話でございますが、7月27日付、日経新聞にはアルバイト・パートタイマー労働者の時給に関する報道がございました。人材不足により、郡上市の訪問介護施設では、岐阜県の最低賃金950円では1人でも採用できず、時給1,300円で募集をかけているそうです。

UAゼンセンの賃上げ闘争においても、人手不足を解消するため、例えばイオングループでは、パートタイマー労働者の時給を70円高くすることで妥結に至った例もございます。

人手不足は深刻で、岐阜県の最低賃金では採用できず、特に県境に所在する小売、飲食店の時給は企業努力で

1,000円以上に設定しているように見受けられます。

他方、岐阜県と愛知県の県境に所在する、ある企業の従業員のうち岐阜県から愛知県の店舗に勤務するパートタイム労働者の割合が高い情報を得られています。同様の仕事内容で同様の勤務時間であれば、通勤手当も支給される愛知県での勤務を選択するパートタイマー労働者がおり、岐阜県から愛知県への労働人口が流出しているのが明らかでございます。

令和5年度12月末の法務省公表資料によれば、令和5年度12月末、我が国に在留する技能実習生は、在留資格を持つ外国人技能実習生は約41万人です。令和4年度は34万人であり、その数はコロナ禍が明けてから再び増加傾向にあります。

加えて、令和5年末岐阜県の同在留資格の外国人技能実習生の数は、令和4年度と比較し約3,000人も増えています。前年と比較して約127%の伸び率であり、愛知県、三重県と比較しても高水準の伸び率であります。見方を変えれば、企業の採用活動は進まず、日本人は採用できず外国人労働者に頼らざるを得ないのが現状です。岐阜県の産業を支える労働者が外国人に移行しているとも拝察できます。

他方、技能実習生の採用給は、地域別最低賃金に設定されている企業が多く、「岐阜県は業種も少なくかつ低い地域別最低賃金であるため、愛知県と比較して魅力のない県である」と。とある送り出し国からの情報もございました。3年後には現行の技能実習制度から育成就労に変更がされ、言語能力を既定のレベルを満たすことができれば、転職も可能となります。母国で借金を背負いながら渡日する技能実習生にとっては、地域別最低賃金は外国人実習生もしくは労働者にとって実習先を決める選択肢の一つとなることが想定されます。

岐阜県の産業を支える日本人、外国人にとって魅力のあ

	<p>る地域別最低賃金でなければ、さらに人材不足に陥り岐阜県の産業は衰退していくことでしょう。</p> <p>続いて消費者物価指数でございます。</p> <p>令和5年度平均の岐阜市の総合指数は、令和2年100%として105.4%となり、前年比では3.1%の上昇となりました。全国平均指数と比較しても差はなく全国でも岐阜でも生活は依然として厳しい状況でございます。</p> <p>総務省が19日に発表しました6月の消費者物価指数は、変動の大きい生鮮食品を除く総合指数が107.8%となり、前年同月と比べて2.6%上昇しております。政府が電気代やガス料金などの負担軽減策を縮小したことにより、電気代やガス代が値上がりしエネルギーの上昇率は7.7%と前月の7.2%から拡大傾向にあること、電気代が13.4%と大幅に上昇をしております。今後も、猛暑を乗り切るために必要なエアコンにかかる電気代は家計を圧迫することが想定されます。</p> <p>直近の令和6年岐阜市の総合指数は、令和2年を100として、108.3%、前年同月比で3.2%の上昇であります。猛暑が続くことにより、生鮮食品を含む総合指数はさらに上がるのが予想されます。昨年、同様に猛暑であった令和5年において、農林水産省の食品価格動向調査によれば、令和5年度10月において、8品目の野菜価格は平均して107%から145%となっていました。</p> <p>昨日の意見陳述にもあったとおり、最低賃金近傍で働く者の生活は困窮しており、このまま低水準の最低賃金が設定されれば消費を低迷させるデフレの要因ともなります。</p> <p>よって、私もそうですが、連合岐阜が示すリビングウェッジに基づき、魅力のある地域別最低賃金が設定されることを要望いたします。</p> <p>長くなりましたが以上です。</p>
栗山部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、使用者側委員から御意見ありますでしょうか</p>

	か。
澤村委員	<p>それではまず私から述べさせていただきます。</p> <p>様々な御意見をいただきました昨今の物価の上昇等というのを考慮しまして最低賃金を一定程度引き上げる必要があるということは、昨日も申し上げましたが認識としては持っております。その上で法律に定められた3要素、これを十分配慮した議論、こちらは重要であると考えており、3要素の状況を総合的に示している賃金改定状況調査の第4表の賃金上昇率、こちらを重視すべきであるという考え方を持っております。</p> <p>足下の岐阜県の経済状況を見ますと、岐阜財務事務所の調査にもありますとおり、企業の景況感はこちら1年下降調というふうになっており、指数についても弱い動きであると言えると考えております。このような県内実態をしっかりと見極めて審議しなければならないと思っております。</p> <p>また、賃上げを行うには価格転嫁を推進することが必要であることは共通の認識かと思いますが、本日お配りさせていただきました資料の1ページの資料No.1ですが、価格転嫁の状況を直近どういう状況であるかというのを私共の会員企業を対象に丁度1週間前に緊急で調査をいたしました。その結果、「よくできている」、「概ねできている」という2つを合わせますと34.8%、約3分の1です。「半分程度できている」27.3%、「2～3割できている」30.3%、「全くできていない」7.6%という結果になっております。当協会の会員構成は左下の円グラフにもありますとおり、50人以上の従業員規模の企業が7割となっておりますので、比較的規模、従業員数が多いというところでもこのような状況であるということです。</p> <p>出来ない、価格転嫁に至らない理由を聞きますと、労務費の転嫁ができない、顧客の理解がまだ得られない、価格競争があるというような課題をあげられる企業さんが多</p>

	<p>いです。</p> <p>今まで続けてきた商慣行を変えていくということにはやはり時間がかかると思います。そういったことを試行錯誤しながら昨年公正取引委員会さんからも出ました労務費の価格転嫁の12の指針というのがあるかと思いますが、それを実効性のある、実際に適用できるように今、中小企業さん手探りながらやっているというそんな状況かと思っています。そういった時間軸も考慮いただいて、この最低賃金の大幅な引上げというものが与える影響というものをしっかり考えて議論していかなければならないと思っております。</p> <p>私の方からは以上です。</p>
川本委員	<p>私から3点申し上げたいと思います。</p> <p>お手元に資料を配布しております。</p> <p>まず1つ目が景況実態調査というA4横向きの資料でございます。県内の中小企業の景況動向ということで私共の会で毎月、70業種を対象に景況DI値というものを集計しております。お手元の資料のとおり、直近の6月度の景況状況についてはマイナスの21、売上高DI値はマイナス4、収益状況DI値というのがマイナス31となっております。売り上げについては対前年度並であるものの、円高などの影響でエネルギー、資材が高止まりする中で収益状況は悪くて景況感も改善していないという状況でございます。後ろの面にこのDI値についての1年半くらいの推移を記載させていただいておりますけれども、この傾向というのは長引いてきていると、中小企業の経営環境いずれとして厳しいということを示してございます。</p> <p>2点目でございますが、次の資料の資料No.3に令和6年度の賃上げ実績というものを私共の会、独自で70業種、200社程度を対象に、この5月に実施をさせていただきました。1番上の上段に製造業、非製造業の合計を記載しておりますけれども、従業員の規模別に大きな隔たりがない</p>

ように賃上げ実績を調べております。

この結果を見てみますと、賃上げ率で見ると3%未満というのが全体の57%でございます。それと従業員20名以下のところを見てみると中心ですけれども賃上げができずに賃金を据え置いたという企業の割合が全体で22%、これは全体の4分の1に上っているのが特筆すべきポイントだと思います。連合さんからも御紹介がありましたが、やはり労働組合がある企業様の平均値は当然高めに5%以上であるとか中小でも4%前後というのが出ておりますけれども、やはり組合がない中小零細にとっては実際厳しい賃上げ状況であるというのが実態ではないかというのが私共の調査でございます。2%台というのが第4表の③にも示されてございますけれども、そういったところが実態に近いのではないかなというのが肌感覚でございます。

それと当然最低賃金はあくまでセーフティーネットでありますし法的な強制力も伴いますので、春闘の賃上げとは全く別の議論であって、中小の支払能力を考慮する必要がやはりあるのではないかと考えてございます。

それと最後でございますが、これもちょっと御覧いただきたいのが、こちらの色がたくさん入っております資料、これ中小企業や零細企業の比率を経産省の今年の中小企業白書に記載された数値をプロットしたものでございます。これ注目いただきたいのは、岐阜県の中小企業の構成比というのが99.9%でございます。全国平均で見ると99.7%。あんまり差がないように見えるかもしれませんが、従業員比率という2段目の表を見ていただくと全国比率と比べて約14%。ただし一番下の付加価値額でみた場合は全国平均と比べて33%。これは引き算ですけれども、岐阜県が高いと中小企業の比率が高いということになってございます。逆に右から2行目の大企業の欄をご覧いただきますと、当然逆ですので従業員比率は全国比でマイナス14%であり、付加価値額は全国比でマイナス24%でござい

ます。

参考までに愛知県の数値も記載をさせていただきました。愛知県については大企業への依存度というのがほぼ全国平均と類似をしてございます。経済実態といたしまして全国や愛知県と比較をいたしまして岐阜県経済というのは中小企業が支えている実態を御理解いただけるのではないかと考えております。当然この構成比から最低賃金の引上げそのものが経営に影響を与える比率、企業比率というのが岐阜県は高いと、総じて高いと、愛知県よりももちろん高いということを物語っておるかと思えます。

また別に配布をしておりますけれども、こちらのちょっと細かい字で恐縮ですが、これも経産省の調査で下請企業の比率というのを調査された資料でございます。字が細かくて恐縮ですが、真ん中の折れ線グラフ。これが県毎の下請企業割合を示した棒グラフになっておりまして、これ実は岐阜県が70.9%と書いてあるのですけれども、全国一下請けの比率が高い県ということになっております。

価格転嫁については、先程経営者協会からも申し上げましたけれども、昨日労働局さんから配布されております資料の148ページに価格転嫁の資料が載っております。

改めて恐縮ですが、148ページを御覧いただきますと円グラフが載っております。これは確か中小企業庁の資料だと思いますけれども、特徴なのが中央の審議でもポイントになりましたけれども、出来ているところと出来ていないところで二極分化しているというのが一つのポイントと、それからもう一つ右端をご覧いただくと、転嫁率、コスト全体の転嫁率というのが46.1%でございます。つまり、今現在価格転嫁、コスト全体でされているのが、50%以下にまだ留まっているということがここに示されておるわけです。

つまり、やはり価格転嫁が十分できていない、さらに中小企業比率が非常に全国平均と比べても岐阜県は高い。そ

	<p>れから下請け比率が高いということは、この価格転嫁の率が頼みの綱である比率が高い事業が多いということでございますので、実際問題、価格転嫁が進んでいない負の影響というのが全国平均でみても、より大きく受けているということが言えるのではないかと。愛知県と比べても全く同じということでございます。</p> <p>最低賃金の審議では、こういった岐阜県の企業、あるいは産業のおかれた特徴というものを踏まえた議論が必要ではないかと考えているところでございます。</p>
大脇委員	<p>続きまして私の方から、資料の説明に入る前に基本的な考え方だけ述べさせていただきます。</p> <p>中央審議会の答申における公益委員の見解につきましては、地方の中小・小規模事業者の支払能力にかかる厳しい状況が十分反映していただけなかったのではないかと認識を持っております。中央審議会では総合的な統計データに基づいた議論をしておりますので、地方においては地域の経済・雇用の実態に基づく検討が重要であると感じております。</p> <p>私が所属しております団体は、小規模な事業者が多い団体でございます。是非小規模事業者の実態を御理解いただきたいと思っております。</p> <p>特に中央審議会の答申の公益委員見解の中に「賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向があると考えられる。」また、「第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で最低賃金は企業の経営状況にかかわらず労働者を雇用するすべての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。」とされていますが、公益委員に置かれても小規模事業者の支払能力が低いこと、引上げには限度があるということとは認識されているということだと考えております。</p>

当然、岐阜県の審議会におきましても、この3要素に基づいた審議が基本だと考えておりますが、このうちの企業の支払能力につきまして、引上げによる影響を受ける規模の小さな事業者について考えることが重要であると認識しております。最低賃金の引上げが事業者の廃業やそれに伴う従業員の方の失業につながってはいけないと考えております。

昨日、労働者側の意見書に持続可能な地域経済という視点から考えることも重要とございましたが、地域の中小企業・小規模事業者は地域の住民の生活と雇用を支えるセーフティーネットであるため、正にその持続可能な地域経済という視点からも通常の事業の賃金支払能力を重視してデータに基づいた審議をお願いしたいと考えています。

そこで、小規模事業者にかかる状況につきまして、私共でアンケート調査をいたしましたので、その実態を御理解いただきたいと思います。

資料No.6（11ページ）のところでございますけれども、最低賃金に係るアンケート（令和6年7月調査）について、まず基本的な情報を説明させていただきます。

捲っていただきまして12ページでございます。

県内には商工会連合会の支所が3か所ございまして、岐阜西濃エリア、中濃東濃エリア、飛騨エリアのそれぞれの広域支援室の職員が調査を行いまして、45事業所に御協力いただくことができました。従業員の規模といたしましては、商工会会員事業所は5人以下の事業所が85%、20人以下の事業所が95%ということでございますので、できるだけ、その比率に近い形で対象を絞り込み、調査をいたしました。

なお、対象としました事業所の中にはパート・アルバイトなどの非正規従業員が280人いらっしゃいます。

業種別の内訳は記載のとおりでございまして、事業形態としましては個人26事業所、法人19事業所、業歴では31

年以上の事業所が 27 事業所ございまして、長年地域で事業を営んでいる方から、たくさんの声を聞くことができたということでございます。

次 13 ページからが調査結果でございますけれども、昨年度の最低賃金の引上げに対する対応でございますが、「最低賃金を下回ったため、最低賃金額まで引き上げた」が 20 事業所、「さらに最低賃金額を超えて賃金を引き上げた」が 5 事業所、合わせて 25 事業所で全体の 56%が最低賃金を下回っていたため賃金を引上げたということでございます。

この最低賃金を下回っていた 25 事業所について価格転嫁の状況を確認しますと、「ほとんど価格転嫁ができていない」または、「少し 1～3 割はできている」というところが 16 事業所と 6 事業所ございまして、2つ合わせて全体の 88%でございます。「価格転嫁ができていない」というところはゼロで全くなかったということでございます。

次の 14 ページでございますが、昨年度の引上げによる影響というところで、(1)と(2)の「想定以上の引上げ」としている事業所と、(3)と(4)の「想定通りの引上げ」としている事業所は半々程度ということですが、(1)の「想定以上の引上げであり、経営上の影響がある」が 15 事業所、(3)の「想定通りの引上げであるが、経営上の影響がある」が 16 事業所で、「影響がある」としている事業所は全体の 69%、約 7 割を占めております。

この「経営上の影響がある」と答えた事業所につきまして、最低賃金の負担感を聞きましたところ、全ての事業所が、大いに若しくは多少と違いはありますが、負担があると答えております。

次 15 ページでございますけれども、令和 6 年度の最低賃金改正による引上げの捉え方について、73%の事業所が「一定程度の引上げはやむを得ない」としている一方、「法定賃金であっても引上げは容認したくない」という事業所

は 27%ありまして小規模事業者の厳しい状況がうかがえるということになっております。

今後の最低賃金引上げに関する懸念につきましては、「価格転嫁ができない」が 28 事業所、「配偶者の扶養控除内に収まるための非正規従業員のシフト調整による人手不足」が 13 事業所、「経費増大に伴う設備投資計画に遅れ」が 10 事業所と続いております。他に最低賃金の引上げにつきまして個別に意見を出している事業者もございまして、「物価高騰の影響で資金繰りが悪化しており、最低賃金の引上げが続くと、いずれ行き詰まってしまう」、「足元は賃上げやエネルギー価格の高騰で下請けの工賃アップまで回らない。」、そういった声がございます。

他に「厳しい状況で、ある程度の賃金引上げをした事業者に対する補助金や税制の優遇措置、あるいは人手不足に対応するための設備導入の助成を充実強化してほしい」といった要望が上がっております。

最後のページでございすけれども、今のところでも配偶者の扶養控除に収まるための非正規従業員シフトの調整という話が出てまいりましたけれども、その就業調整について確認してみましたところ、「パート従業員の就業調整が発生している」が 15 事業所で全体の約 3 分の 1、パート・アルバイトのいる事業所に限りますと約 4 割がそのような状況がございました。その就業調整の影響につきましては「他のパートや正社員にしわ寄せが発生している」、「代替人材の確保に苦慮する」といったところで全体の半分を超えています。この問題につきましても、事業所から制度の大幅な見直しを希望するという声が上がっております。

アンケート調査の説明は以上でございますが、このような厳しい状況を踏まえまして、中小企業・小規模事業者が賃上げできる環境整備の実現に向け賃上げ原資の確保につながる取り組みを昨年同様に本年度も審議会として提

	<p>言ることが必要と考えております。 以上でございます。</p>
栗山部会長	<p>ありがとうございました。 ただ今労使双方から、かなり詳しい御意見をいただきました。岐阜県内の労働者、特に最低賃金近傍で働く労働者の現状や岐阜県内の企業、特に中小企業の状況、そういったことについて資料や具体的な数値をいただいて、御意見をいただいたというふうに思います。 それでは、これから公労・公使で個別にお伺いしたいと思います。 まずは、公労の二者協議から始めたいと思います。 事務局から連絡事項をお願いします。</p>
平野賃金室長	<p>それでは、公労の二者協議を行いますので、公労使各委員の皆様はそれぞれの控室で待機をお願いいたします。 傍聴人の皆様に御案内申し上げます。 公労使三者の審議が再開されるまでの間は、傍聴席でお待ちいただきますようお願いいたします。</p>
<p>【各側との個別協議】</p>	
栗山部会長	<p>それでは、大変お待たせいたしました。公労使三者の審議を再開いたします。 公労、公使の二者協議を行いましたので、その内容について御報告したいと思います。 まずは労働者側から、労働者側提出資料に基づいて説明がありまして、岐阜県と近郊県との地域格差があるということで、資料1に基づきまして三重県、愛知県、静岡県、滋賀県に比べて岐阜県は最低賃金が低い状況にあると。ずっと以前の2003年ごろは、まだまだ差は小さかったのですが、その後、段々と格差が広がっているというような状況、そして、そのような状況を労働力流出も増えまして埋めなければいけないという御主張がございました。</p>

他にも資料2、資料3に基づきまして連合のリビングウェイジで、労働者の健康で文化的な生活をするためには、これぐらいの賃金が必要だということで、資料3に基づきまして、これは車無しの資料による基準でございますが、岐阜県としては、1,050円が最低限必要であるというような主張がありました。

それで、金額的には、この車無しの1,050円、現在の最低賃金との差を考えますと100円の差があります。また、愛知と岐阜との最低賃金の現在の差が77円あるということで、その100円と77円をプラスしまして、177円のアップを本日提案されました。

950円に177円足しますと1,127円ということで、これで最低限の労働者の生活を守る。そして地域間格差を埋めていくといった御意見でございました。

続きまして使用者側からは、中小の企業が厳しいという話は三者協議で最初にもいろいろなされましたが、ある程度大きな企業もやはり最賃の引上げは厳しい状況にあるという説明がありました。

いろんな職種やパート比率とか、そういったものを考えていかないといけないと。最賃を引上げるということは、正社員の給料も引き上げることにつながってくるということ。

そして、医療機関とか価格転嫁が出来ない業種もあるとか、人材不足は給料だけの問題ではないと、色々な要素が絡んでいるので、最賃だけの問題ではないのではないかとということ。

そして、やはり岐阜は下請けとか中小企業が多いということで、支払能力が厳しい企業が多いというような説明がございました。

それで、具体的な金額といたしましては、賃金上昇率第4表の③のBの2.9%というところで、この賃金上昇率が最賃を決めるにあたっての3要素を総合的に表す数値で

	<p>あるということで、この数値を用いまして 2.9%、具体的には 28 円のアップということで 978 円という御提示がありました。</p> <p>簡単ではございますが、ざっと紹介をさせていただきました。</p> <p>それぞれの主張に対して、何かこの場で御意見、御質問等がございましたら伺いたいと思います。</p> <p>労働者側いかがでしょうか。</p>
栗本委員	特にありません。
栗山部会長	使用者側はいかがでしょう。
澤村委員	特にございません。
栗山部会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、まだまだ金額的には差がございますし、本日の審議をここまでとはいたしますが、この結果を持ち帰って御検討いただいて、次回また御議論をしていただきたいというふうに思います。</p> <p>次に、議題 2「その他」ですが、事務局から何かありますでしょうか。</p>
平野賃金室長	予定している議題はありません。
栗山部会長	<p>それでは、これをもちまして閉会といたします。</p> <p>次回の専門部会は、8月1日(木)午後1時30分から、また会場は変わります、5階第1会議室で開催します。</p> <p>それではお疲れ様でした。</p> <p>どうも本日はありがとうございました。</p>